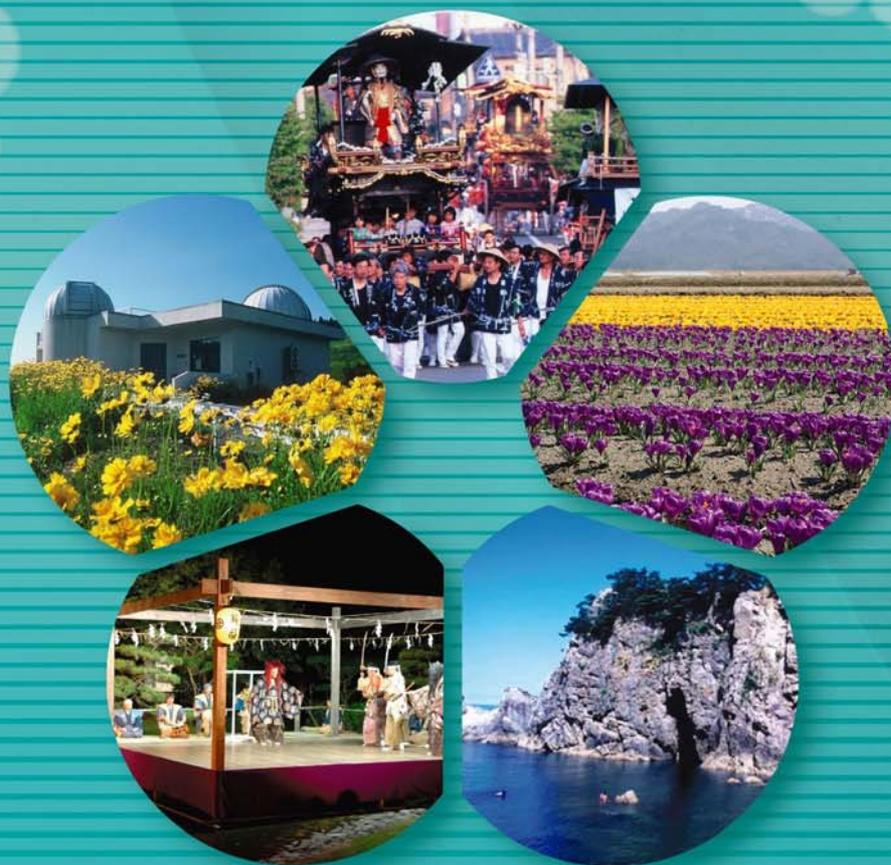


# 村上市都市計画 マスタープラン

村上版コンパクトなまちづくりを目指して



平成22年3月

村上市

## ごあいさつ

平成 20 年 4 月に 1 市 2 町 2 村の合併で誕生した村上市は、新潟県の北端に位置し、1,174.24 km<sup>2</sup> という広大な面積に 68,616 人（平成 22 年 2 月 1 日現在）が暮らしています。この村上市が持つ豊かな自然「海・山・川・平野」（高低差 1,814 m）を最大限に引き出し、先人から引き継いだ薫り高い歴史と文化を後世に伝えながら、持続可能な都市を創造していかねばなりません。

私は、新市の市長として、『愛郷無限』を常として政策を推し進めていくことを申し上げ、本市総合計画の策定と共に、この都市計画マスタープランの策定にも取り組んできたところであります。



本市都市計画マスタープラン策定委員会の皆様をはじめ、関係各位のお陰をもちまして、この度本市都市計画マスタープランを策定することができました。多くの貴重なご意見、ご提言いただいた策定委員会の皆様、関係各位、市民の皆様に感謝を申し上げます。

本マスタープランには、本市総合計画の将来像である『元気<sup>い</sup>eまち』（環境（Environment）や永続性（Eternity）などを意味する“e”と「住んでいいまち」「訪ねていいまち」を掛け合わせた将来像を意味するもの。）を反映させ、重点目標が設定されています。本市総合計画と長期的な都市づくりをデザインした「村上市都市計画マスタープラン」を軸に、私は、この広範囲な村上市をバランスよく、『元気<sup>い</sup>eまち』にしたいと考えています。

新潟リハビリテーション大学の開学や神林岩船港インターチェンジの開通など、本市の存在感や魅力がますます増大する年に、市の総合計画と都市計画マスタープランが同時にスタートできることは、村上市が未来に向かってさらに大きく力強く動き出すことを意味するものと考えます。

今後、大事なことは、市民と行政が互いに支えあいながら、このマスタープランの指針を具体化させ、実現していくことです。

私は、多くの市民・企業・まちづくり団体などの皆様にこの都市計画マスタープランをご理解いただき、それを進めていくことが、当市の持続可能な発展につながるものと確信をしています。

都市計画をはじめとする本市のまちづくりに、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。巻頭のごあいさつとさせていただきます。

平成 22 年（2010 年）3 月  
村上市長 大滝 平正

# 目 次

## はじめに

都市計画マスタープランとは .....	1
---------------------	---

## 第1章 村上市のすがたとまちづくりの課題

1. 村上市の現状 .....	3
2. 住民意向調査 .....	9
3. まちづくりの主要課題 .....	12

## 第2章 将来目標の設定

1. 将来目標 .....	13
2. 将来フレーム .....	16

## 第3章 全体構想

1. 土地利用の方針 .....	18
2. 交通体系の方針 .....	29
3. 水とみどりの整備方針 .....	37
4. 下水道など都市施設整備の方針 .....	42
5. 歴史と自然景観・環境形成の方針 .....	44
6. 観光・交流促進の方針 .....	46
7. 都市防災の方針 .....	48

## 第4章 地域別構想

■ 地域区分の設定 .....	50
1. 村上地域 .....	51
2. 荒川地域 .....	59
3. 神林地域 .....	65
4. 朝日地域 .....	71
5. 山北地域 .....	77

## 第5章 実現化方策

1. 協働体制の確立と進行管理 .....	83
2. まちづくりの手法 .....	85

## 参考資料

1. 現在の都市計画指定状況 .....	90
2. 合意形成の実施状況 .....	91

# はじめに



# 都市計画マスタープランとは

## (1) 都市計画マスタープラン策定の背景

平成 20 年 4 月 1 日に、村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の 5 市町村が合併し、「新村上市」が誕生しました。この合併を契機に、「村上市総合計画」をはじめ、各分野の計画策定が進められています。

都市計画の分野においても、これまで村上、荒川の 2 つあった都市計画区域を統合し、さらに朝日地域の一部を拡大して新しい「村上都市計画区域」に再編しました。今後は、全市一体となった魅力あるまちづくりを進めていくこととなります。

こうした中、これからの村上市のまちづくりの指針となる「村上市都市計画マスタープラン」を策定します。

## (2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、地域に最も近い立場にある市町村が創意工夫のもとに、地域住民の意見を反映させながら、望ましい「まちづくりの将来像」を具体的に定めるものです。

### ■ 都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための**土地利用**（土地の使い方など）と**都市施設**（道路、公園、下水道など）の整備、また**市街地開発事業**（土地区画整理事業など）に関する計画を行うものです。

### □ 都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本方針）

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

## ■ 都市計画マスタープランの役割

### 【性格】

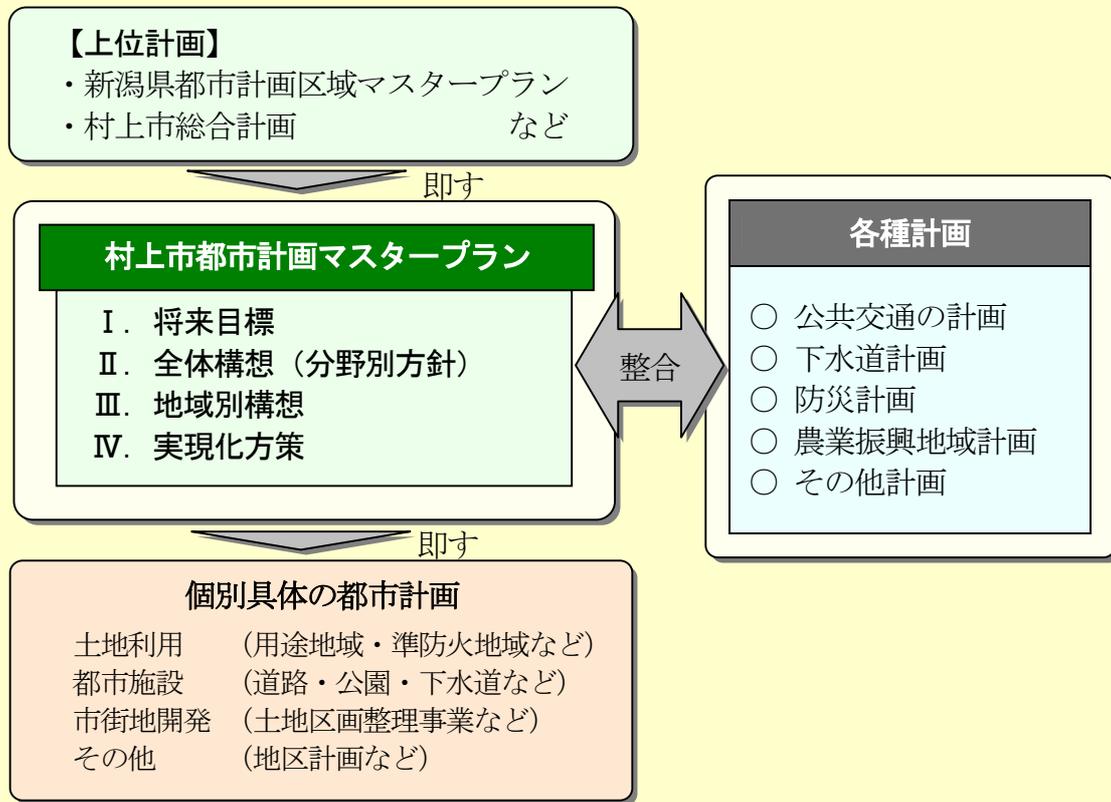
- ・住民意見を反映しながら、概ね 20 年後のまちづくりのビジョンを定めた計画。
- ・今後市町村が行う都市計画は都市計画マスタープランに即したものでなければならない。

### 【役割】

- ① 都市の将来像の明確化
- ② 今後定める都市計画の指針
- ③ 都市計画の総合性・一体性確保
- ④ 都市計画に対する住民の理解促進

都市計画マスタープランは、上位計画となる「新潟県都市計画区域マスタープラン」や「村上市総合計画」に即し、村上市が策定する他部門の計画との整合を図りながら策定し、運用していきます。

## ■ 都市計画マスタープランの構成と体系



## ■ 都市計画マスタープランの目標年

都市計画マスタープランの目標は概ね20年後とされています。  
 村上市においては、平成22年を基準年とし、その20年後の**平成42年**を目標年とします。  
 なお、この間、社会経済情勢の変化に応じて、柔軟な見直しを行うことも視野に入れます。

## ■ 都市計画マスタープランの対象範囲

**村上市全域**を対象範囲とします。  
 都市計画法の性格上、土地利用や都市施設などの都市計画を定める範囲は原則として都市計画区域内となりますが、一体の「市」として広域の視点を持ちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的にまちづくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、都市計画区域外も対象区域に含めることとします。

## ■ 都市計画マスタープランの策定の体制

有識者や住民代表からなる「策定委員会」で議論を重ね、また村上市都市計画審議会や市議会へ報告しながら策定作業を進めます。また住民意向を把握するため、住民アンケート調査（平成20年7月）や地域別懇談会を実施し、併せてその結果を広く市民に広報します。